

(6) 中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除」(別表六(九)) などのように中小企業者等のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六(八)	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六(九)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六(十)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
④	六(十一)	平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六(十三)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑥	六(十四)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑦	六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (※)
⑧	六(十九)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	六(二十二)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑩	六(二十三)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (※)
⑪	六(二十四)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (※)
⑫	六(二十六)	中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑬	六(二十七)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑭	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(平成31年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(平成31年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分))に掲載しています。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小企業者」に該当するかどうかは、次の「中小企業者の判定表」により判定することができます。

(※) No. ⑦、⑩、⑪の別表については、下記ロのとおり判定方法が異なりますので御注意ください。

- (注) 当期が平成31年4月1日以後に開始する事業年度である場合、適用除外事業者該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、88ページを参照してください。

中 小 企 業 者 の 判 定 表								
発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額		a		大株 規 式 模 法 数 人 等 の 保 有 明 示 る 細	順位	大 規 模 法 人 名		株 式 数 又 は 出 資 金 の 額
a のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額		b			1		i	
差 引 (a) - (b)		c					j	
常時使用する従業員の数		d	人				k	
大 数 等 模 式 法 人 の 保 有 株 式 合 計	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (i)	e					l	
	保 有 割 合 (e)/(c)	f	%				m	
	大 規 模 法 人 の 保 有 する 株 式 数 等 の 計 (o)	g					n	
	保 有 割 合 (g)/(c)	h	%			計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)	o	
判 定	資本金の額又は出資金の 額が1億円以下の法人	「 f 」が1/2以上又は「 h 」が2/3以上の場合						⇒「中小企業者」 非該当
	資 本 又 は 出 資 を 有 し な い 法 人	「 d 」が1,000人を超える場合						

イ 「aのうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額b」の欄は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度に限り、記載します。

ロ 「大規模法人の保有する株式数等の明細i～n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次の(i)～(h)の法人（平成31年4月1日前に開始した事業年度については(i)及び(p)の法人）をいい、同日以後に終了する事業年度の上記⑦、⑩、⑪の別表(※)について判定を行う場合には独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法の認定を受けたいわゆる事業承継ファンドの出資に係る部分に限りです。）及び中小企業投資育成株式会社を除き、それ以外の場合には中小企業投資育成株式会社を除きます。

(i) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

(p) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(h) 次のA又はBの法人

A 大法人（次の(A)～(C)の法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(A) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(B) 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(C) 受託法人

B 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（Aの法人を除きます。）

(7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小企業向け租税特別措置の適用を受けようとする法人（以下「判定法人」といいます。）のその事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～④に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措置法42の4⑧八、措置法令27の4⑬～⑰）。

したがって、次の①～④に掲げる事由に該当することがなければ、合計で36月以上となる各基準年度の所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

① 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当する場合【3号】

(注) 特定合併等とは、合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます（措置法令27の4⑰一）。

② 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していた場合【4号】

- ③ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していた場合【５号】
- ④ 判定法人が外国法人である場合【６号】
適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

適用除外事業者の判定表				
設立の日の翌日以後３年を経過していない場合				非該当
調整計算の要否		不要 ・ 要（措置法令第27条の４第13項第（ ）号）		
事業年度		各基準年度の所得金額 （別表一「1」等） （マイナスの場合は0）	「1」に対する法人税の額に係る 欠損金の繰戻し還付の金額の計 算の基礎となった欠損金相当額	各基準年度 の月数
		1	2	3
基準 年 度	・ ・	円	円	月
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
計				
基準年度の平均所得金額 （（(1の計)－(2の計)）／(3の計)）×12			4	円
調 整 計 算 が 「 要 」 で あ る 場 合	(1の計)－(2の計) （(3の計)＞36の場合には、 （（(1の計)－(2の計)）／(3の計)）×36の金額）		5	
	合併等調整額		6	
	加算対象連結所得金額		7	
	計 (5)＋(6)＋(7)		8	
	平均所得金額 (8)／3		9	
適用除外事業者の判定 （(4)又は(9)＞15億円）			10	該当・非該当

- イ 設立の日の翌日以後３年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、上記①～④等に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うこととなりますので御注意ください。
- ロ 上記①～④の事由がある場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の４第13項第（ ）号）」欄に該当する号（上記①～④の【 】の号）を記載します（複数の号に該当する場合は全て記載します。）。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「9」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うこととなりますので御注意ください。
- ハ 「合併等調整額6」には、措置法令第27の４第14項第３号から第６号までに規定する合併等調整額を記載します。
- ニ 「加算対象連結所得金額7」には、措置法令第27の４第14項第４号ロに掲げる金額（「6」欄の金額の計算の基礎とされた金額を除きます。）を記載します。